

令和 7 年第 3 回
対馬市議会定例会議案
(追加)



対馬市

目 次

議案第 64 号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	3
議案第 65 号 財産の取得について	5
同意第 10 号 対馬市教育長の任命について (当日配布)	

議案第 64 号

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年対馬市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年対馬市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年対馬市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 65 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年対馬市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月24日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 取得する財産 2B型救急自動車 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 22,000,000円
- 4 取得の相手方 住所 福岡県福岡市博多区浦田2丁目1番8号
氏名 (株)消防防災
代表取締役 成良仁志

※※※※※※※※※※
※議会提出参考資料※
※※※※※※※※※※

議案第65号 財産の取得について

取得する財産	2B型救急自動車 1台
取 得 金 額	一金 22,000,000円
取得の相手方	福岡県福岡市博多区浦田2丁目1番8号 (株)消防防災 代表取締役 成良 仁志
納 入 期 限	令和8年3月31日(火)限り
納 入 場 所	対馬市消防署(対馬市厳原町桟原52番地2)
備 品 内 訳	2B型救急自動車 1台 シャーシー 救急車シャーシー 規格取付品 標準取付・その他付属品 一式 救命処置用資機材 一式